

4 提 言

健康診断関係から
震災直後の保健室の様子から
震災直後の養護教員のかかわりから
避難所開設時の保健室から
支援養護教諭に関することから
間借りに関することから
児童生徒の様子で気になることから
健康診断以外で苦勞したこと・今後役に立てたいことから
震災をとおして養護教諭として感じたことや気づいたことから

4 提 言

4-1 健康診断関係から

(1) 避難所の開設に関して

避難所の開設は、健康診断の実施時期に遅れをもたらしていたと言える。平常の教育活動の実施が、児童生徒の心身の健康の回復につながると考える時、避難所を学校に開設することは、なるべくしないか短期間であることが望ましいと思われる。

(2) 災害時における、発育測定実施に向けて

甚大な被害を受けた中で、発育測定は、次のものがそろって実施されていたことに改めて気付いた。間借りをしている学校では、さらに、それらの確保が大変難しかったことが、記録されていた。学校が甚大な被害を受けた場合、これらの早急な確保が必要である。

- ・ 職員の共通理解と協力：時間や検診場所の確保には全職員協力が必要。
- ・ 時間：夏休みまでの約4カ月間の長期間に渡って、実施していた。事前準備の時間が必要。
- ・ 場所：学校全体の場所を使っての実施であった。
- ・ 機材器具：計測器具の完備。
- ・ ライフラインや事務用品の完備：電気・用紙・筆記用具・パソコンなど。
- ・ 推進力：企画・運営・全職員の連携・コーディネイト力。
：案内や記録・統計などの情報処理の工夫。

表 震災時における、発育測定実施に向けて必要だったもの

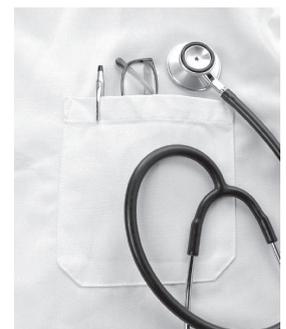
発育測定の成立要素	職員の共通理解と協力	時 間	場 所	機材器具	ライフラインや事務用品の完備
必要な協力や工夫	実施計画の提示	時間確保の工夫	場所確保の工夫	計測器具の確保	可能な範囲で実施する工夫
	時間の確保や場所の確保が難しい点がある場合は、早期に職員に提示することが必要。健康診断が細分化され、長期化することの職員理解が必要	学校行事予定の決定・学校行事との調整・学校や検診機関の検診との日程調整・授業時間との調整・公共交通機関との調整	校舎の使用可能なスペースの確保・避難所との調整・授業場所との調整など	教育委員会や学校保健会の配慮・近隣の学校間の協力・養護教諭同士の連携・養護教諭の工夫	案内・記録・統計処理・報告書などパソコンや文房具等が使えない中での作成の工夫
企画・推進力	コーディネイトする養護教諭の力・全職員の協力体制				

(3) 災害時の学校医検診に関して

被災の中で、学校医検診をスムーズに実施するには、日ごろから、各教育委員会や郡市学校保健会との連携を密にしていることが大切である。

震災関係の医師の執務は膨大化していた。中には、東日本大震災で、学校医が被災されたところもあった。このような状況の中での、学校医検診の実施にはいろいろな困難が生じた。

学校医の変更、新たに複数校を担当することとなった校医との連絡調整が必要に



なった。初対面の学校医と、電話やファックスやインターネットが繋がらないところで連絡がなされていた学校もあった。

このような状況は、学校と学校医間だけの問題ではなく、教育委員会や郡市学校保健会との共通な問題である。発生する困難をともに解決していく学校・教育委員会・学校保健会の関係性を構築していきたい。



(4) 震災後の健康診断事後措置の徹底を図る体制

健康診断の総仕上げとなる事後措置は、児童生徒の健康の保持増進を図る上で大変重要なものである。

実態調査では、約80%の学校で計画どおりできたと答えていた。その他の学校は、検診がすべて終わっていないため、通知、まとめ、記入、統計などが1学期中にできていないと記入していた。震災後に保健室来室者が多くなるなかで、養護教諭は苦心していた。ここでは、3点述べたい。

① 災害時特例の設定や健康診断事務作業の簡略化を図る。

甚大な被害が発生した場合、失ったものが多かった。健康診断機材器具。校舎が使用不可となったことによる検診スペース、津波による健康診断票の流出、など。校舎の復旧や児童生徒への対応を充実させながら、健康診断も例年通りに実施しようとするとき、養護教諭に焦燥感・多忙感・疲労感が増加してしまっていた。さらに「被災により多数の転入があり混乱した」という状況も、大変多かった。

甚大な被害を受けた地区に、それらを軽減できる健康診断の実施時期、健康診断票の扱いなどの災害時定期健康診断特例が設定できないだろうか。

また、校内における健康診断の案内や通知文の統一・統計ソフトの導入など養護教諭がすべき健康診断事務方法の改善も望まれる。

② 短時間・単項目の事務的作業の養護教諭ボランティアシステムの導入

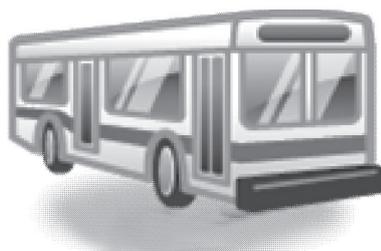
本県では、養護教諭養成課程のある大学に声を掛け、保健室のボランティアを募り、要請のあった学校に派遣していただいた。この時のボランティア要請項目としては、健康診断結果のパソコン入力やの健康診断票への記入が多かった。大学生が夏休みの時に、現役養護教諭ボランティアも稼働させたが、小中学校での検診の補助や健康診断票の記録などのボランティア要請があった。

被災地の近隣にある養護教諭やその養成課程のある大学の学生による短時間・単項目の事務的な作業のボランティアは、事後措置の徹底を図る上で有効に活用できた。

現役の養護教諭がボランティア活動をするには、所属校の管理職の理解が必要である。本県では宮城県小学校校長会長と宮城県中学校校長会長に面会し現役ボランティアの派遣について御配慮いただいた。期間や時間を調整して可能な限り参加できれば良い。(この企画を実施した時、ボランティア保険の掛け金は本部会が負担した。)

③ 「受診の必要な児童生徒みんなが受診できる」公的なシステムの導入

事後措置の中で、被災地の子どもたちが、「受診勧告をしても、医療費や交通機関の関係からなかなか受診できずにいた。」という記入があった。児童生徒の健康づくりに向けた、早期発見早期対応を徹底するための「受診の必要な児童生徒みんなが受診できる」公的なシステムを導入できれば良い。「事後措置対応車」など考えられないだろうか。



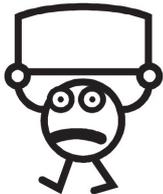
■事後措置対応車

2 震災直後の保健室の様子から

(1) 震災時、多様な用途に対応できる保健室に向けた準備を。

震災直後の保健室は、大変な様変わりをしていった。保健室が、「救護室」、「医務室」、「本部」、「職員の宿泊所」、「物品置き場」、「児童の引き渡し場所」また、一時「遺体安置場所」となったという記入もあった。学校のあらゆる場所が多目的に活用されたが、保健室もその一つであった。

感染症の隔離室や重症者の対応に向けて施錠しておいて良かったという記入もあった。施錠できればそれに越したことはない。しかし被災が甚大であればある程、そうは言ってもらえない状況となる。



分かるように表示

多くの人が分かりやすいように、衛生材料等を明記しておくことが先決であろう。保健室は、外に通じる出入り口があり、水道やガスコンロなどもあり、ライフラインが復旧すれば、いろいろな機能が発揮できる場所である。「保健室の物品の明確化を図るための表示」等を工夫して、多様な用途に対応できる保健室に向けた準備をしておきたい。

災害時の保健室の活用については、災害対策本部が決定することである。

(2) 「保健室が使えなくなることがあること」への心構えが必要。

アンケートの中で、「立入禁止」の記入があった学校は17校。「津波被害」に関しては、34校に記録があった。大変多くの学校で甚大な被災を受けた。失ったものが戻ってこない無念さは、大きい。

「津波被害」は、沿岸地区に限定されていたが、「立入禁止」に関しては、津波の被害を受けた東部・南三陸地区を除いてもすべての教育事務所管内にあったことである。大震災が発生すれば、どこにでもあり得ることであると言える。そこで次の点を提言したい。

- ① IT機能をフルに活用したデータ管理。必要な文書やデータがたとえ水に流されても、校舎に立ち入ることができなくとも、データや文書等が引き出せるような管理をしておきたい。
- ② 東日本大震災では、無念にも多くの児童生徒や職員（現役の養護教諭一人も含まれる）の命が奪われてしまった。大変残念なことであった。かけがえのない命を守ることができれば、新たな歴史を作りながら歩むことができる。養護教諭自身の命も大切にしていきたい。



(3) 保健室室内環境の整備について

① 保健室の棚の固定をしっかりとる。

保健室の被災状況で一番の多かったものは、「棚の倒壊・ずれ」だった。耐震作業として、棚を固定していたことを書いていた15件の記入のうち、3件だけが固定をしていたが倒壊したという記入だった。中には、津波の後も固定した棚はそのままだったという記入があった。耐震のための固定は是非必要なことである。

② 出入り口近辺を整理する。

地震の揺れが収まったとき、避難しようとしたとき、出入り口近辺が備品でふさがれてしまっていたという記入があった。避難できないことは惨事につながる可能性があるため、保健室の避難口近辺が安全か確認しておくことが必要である。

③ 危険物の散乱を想定する。

全県的に揺れが強く、棚の中身の散乱、机の上からの落下物が多くあった。要注意と考えられたのは、ストーブ用の灯油の散乱。薬品棚から飛び出した薬品類。冷蔵庫等の大きなものの倒壊。ガラスや瓶、食器類などの陶器やガラス製品の破損であった。壁掛け扇風機も落ちた。ガラスでけがをして避難者もあるため十分留意したい。



キャスター付きに
要注意!!

④ キャスター付きの備品に注意が必要。

体重計・棚・パソコンラックが動いた。キャスター付きの備品が大きな揺れで動いてしまう。保健室に何個あるか確認しておくことも必要。

⑤ 各校の立地状況や校舎の構造から災害を予想する。

各学校の立地状況や校舎の構造から保健室の被災内容も千差万別であった。各校の立地状況等に基づく災害予想に合わせた対策を考えておくことが大切である。

3 震災直後の養護教諭のかかわりから

直後の養護教諭の実践は、「揺れの中で」、「避難開始」、「災害対策本部で」、「避難所対応」の場面に分けることができた。これらの中から、何点か述べる。

(1) 揺れの中で

地震は、何時発生するかわからない。揺れの中では、身体を守ることとともに、不安を軽減する「声掛けの内容」や児童生徒がいくらかでも安心できる揺れの中での「心のケア」のあり方についても、思案しておくことが必要である。

(2) 避難開始

揺れが収まってからの避難開始。避難場所も避難経路も各学校の状況に応じいろいろであった。各学校において、シミュレーションしておくことが大切である。

(3) 災害対策本部の活動から

① 本部への持ち出し

誰でも必要な物を持ち出せるようにリストを作成し、設置場所について明示しておく
と良い。



② 健康観察

心身の異常の早期発見は、適切な対応へとつなぐ大切なものである。災害時の健康観察はもちろんのこと、心身の変化を見つけやすくするための日頃の健康観察を充実させていきたい。学級担任と児童生徒の様々な面から情報交換しておくことも大切である。また、児童生徒だけではなく職員の健康観察も欠かせないことである。

③ 身体への対応・心のケア

身体症状としては、今回外科的なものは少なかったが、「過呼吸」と「嘔吐」がいろいろな地区でみられた。これらに対する集団発生を想定した準備が必要であろう。



同じように心のケアの面でも、災害のストレスによる「泣き出す」、「パニックとなる」、「不安・不安定になる」、「震えだす」児童生徒などの集団パニックも想定される。このような症状を示す児童生徒が多数発生した場合の対応について、日頃から全職員で研修を積んでおくことが必要である。

同時に、児童生徒同士がこれらのストレスを軽減できるようにストレスマネジメン

ト教育も充実させていくべきである。児童生徒一人一人のストレスに対応できる力や児童生徒同士が困難を超えるための「ともに歩む力」を養いたい。

(4) 全職員での対応

養護教諭が今まで避難訓練では行っていなかったような対応が多くみられた。救護以外では学校としてどのような対応が必要か内容や手順などを確認しておくことが必要である。

引き渡し対応では、親が来校するまでかなりの時間を要した事例がみられた。引き渡し待機時の児童生徒の対応についても計画が必要である。

(5) 避難所での対応

避難所でも、養護教諭の存在が多く避難者に安心を与えていた。児童生徒の心と体の対応を専門とする職務内容は、児童生徒以外の人たちの応急対応にも通ずるものである。必ずしも学校が避難所になるというわけではないが、多くの事例を参考にして災害に備えておきたい。

4 避難所開設時の保健室から

地震による被害の種類や程度により保健室に求められる機能は違ってくると思われるが、「学校の保健室」が「地域の保健室」へと変容する可能性もあると考えておきたい。

5 支援養護教諭に関することから

他県からの支援養護教諭を受け入れる体制の他に、教育委員会や教育事務所ごとに、養護教諭専用の窓口を設置して、県内の養護教諭同士が早期に支援し合えるシステムづくりが必要ではないかと思われる。

6 間借りに関することから

1カ所で複数校が生活する場合、保健室は共有するのではなく、各校で確保するのが望ましい。児童生徒にとっての保健室は、心身両面の健康の保持増進に欠かせない場となっていることから、「学校ごとに保健室がある日常」を早期に確保していきたい。

保健室の設置場所をどのようにするのか、衛生材料をどのように使用するかなどについては、校内の状況を見ながら双方の養護教諭が話し合い、随時検討を加えながら、児童生徒にとってのより良い保健室を創造し合う柔軟な思考で対応していきたい。

7 児童生徒の様子で気になることから

震災後児童生徒の様子の変化には、「心の反応」、「身体の反応」、「生活行動の変化」がみられた。

日頃から健康観察を充実し、児童生徒の心身の変化に注意して対応していくことが大切である。健康診断においては、発育状況の変化や疾病異常の変化についてもよく把握しておきたい。また、日常の様子や会話からも児童生徒の背景にある生活環境の変化や学級や部活動での様子についても注意を向けたい。教職員や保護者、スクールカウンセラー等と児童生徒の情報を共有しながら連携して長期にわたって支援を続けていくことが重要である。

8 健康診断以外で苦勞したこと・今後に役立てたいことから

1 学校防災マニュアルの見直しと防災体制の見直し

地域の特性や想定される災害に応じた学校独自の防災マニュアルを作成し、防災のため組織の見直しを再度行う。防災マニュアルの中に、避難場所や複数の避難経路、保護者への引き渡し方法、児童生徒の安否確認の方法等が地域の特性や想定される災害に応じたものになっているか見直す。

2 二次避難や三次避難を見据えた避難訓練の実施

予想できる災害の様々な場面を想定した避難訓練を実施しておくことは必要である。その際、小学校と中学校合同の避難訓練や地域ぐるみの訓練等、大規模な訓練が実施されることも望ましい。避難場所や避難経路の確認や、児童生徒を保護者に引き渡す訓練も加える。特に学区の広い高等学校や、いろいろな事情を抱える特別支援学校では、引き渡しの方法の確認の他に、安否確認の方法も保護者と話し合っておく。ライフライン遮断時を想定した避難訓練も実施することが望ましい。

3 教職員の果たす役割と教職員への配慮

教職員は、児童生徒の安全な管理をしながら、避難所の開設や対応、救急医療に関わる必要があり、様々な役割が要求された。従って、災害時には多様な役割が要求されるため、危機管理意識を持って行動することが求められる。

このような状況下におかれる教職員の健康管理には、負担加重にならないように役割分担をしたり、オーバーワークにならないように勤務時間の調整を行うべきである。また教職員も、個人的に被災している場合があるので、配慮をしていく必要がある。

4 心身のケアにつなげる健康観察の充実

心身のケアを必要とする児童生徒に迅速に対応できるような日常の健康観察の仕方を、全職員で研修する。必要な時には全教職員や専門職の協力を得てチームで対応できるようにしておく。

養護教諭がチームとして対応する場合のコーディネーター役になった場合は、被災した児童生徒、転入生、教職員、保護者などへの心のケアの対応方針を決定し、計画を作成する。障害や慢性疾患のある児童生徒への個別対応が、充実するように計画する。

5 備蓄品の準備と定期的な点検

校内の備蓄	<p><学校全体としての備蓄品の準備と定期的な点検></p> <p>災害によっては児童生徒が待機を強いられることがある。待機を想定した食料や飲料水などを備蓄する。ライフラインが遮断された場合を考えて、発電機や寝具、懐中電灯、衛生材料など県や市町村と連携して準備する。</p>
	<p><保健室として救急薬品や衛生材料の補充と定期的な点検></p> <p>災害時は学校に避難者が集まってくる場合がある。救急薬品や衛生材料の補充をし、保管場所や保管物品を誰にでも分かるように明確にしておき、いつでも持ち出せるようにしておく。また、学校医と連携がとれるようにしておく。</p>
避難所としての備蓄	<p>食料や飲料水、衛生用品、発電機、ラジオ、寝具類、暖房器具、医薬品、介護用品、乳幼児用品など、必要な備蓄品を県や市町村などと連携をとり、準備しておくことが必要である。備蓄の保管場所を地域に合わせて定め、備蓄品のリストを作成するとともに定期的な点検を行う。</p>



6 災害時の保健室としての備え

状況によって保健室はいろいろな役割を果たすことになる。衛生材料などは早めの補充を心がけて救急靴としても持ち出せるように準備しておく。誰でも分かるように備品・物品の配置を明確にしておく。

学校医や学校歯科医、学校薬剤師と連絡がとれるように、緊急連絡先を誰にでも分かるように明記しておく。保護者や地域住民からも情報収集ができるような関係作りを心がけておく。

7 感染症予防対策

ライフライン遮断時の感染症予防対策が求められる。感染性胃腸炎やインフルエンザなどが蔓延しないように、塩素系消毒薬やアルコール消毒薬、マスク、ウエットティッシュ、ゴム手袋など、必要と思われる衛生材料を準備しておく。また、隔離部屋が準備できると良い。

8 養護教諭同士の関係作り

日頃から、養護教諭同士の連携を大切にしておく。一人では荷が重すぎることも、ネットワークでお互いに助け合うことが可能になる。特に、近隣の学校の養護教諭と連携できるように、機会あるごとに情報交換を行う。

また、緊急時に養護教諭に求められる医療的なケアや心のケアについて、新しい知識や技能の習得に努め実践力を培う。

9 行政、地域、学校による防災マニュアルの作成

定期的な連絡会を開催するとともに、信頼関係を結んでおくことが大切である。避難所開設の際も、学校だけで運営するのではなく、行政や地域と協力体制のもとにルール化した業務として運営していくと、トラブルや負担の軽減につながる。

10 安全教育の充実

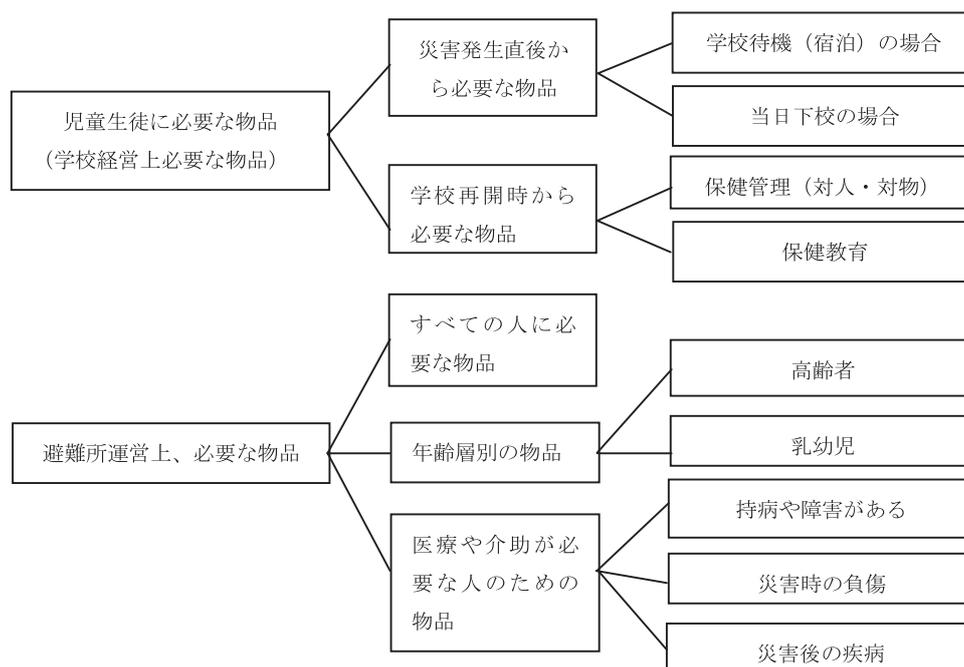
日頃から、児童生徒に自分の命は自分で守るという意識を培い、自ら実践できるように安全教育を実施する。そのため、避難訓練時は真剣に取り組ませる。

9 震災をとおして養護教諭として感じたことや気づいたことから

1 防災体制の整備と安全教育の必要性

- (1) 学校独自に作成される学校防災マニュアルに基づいた、防災体制の整備を行う必要がある。学校防災マニュアルには、災害発生時の対応と避難誘導、津波などの二次被害が想定される場合の対応と避難誘導、保護者への引き渡し、避難所の設置・運営に関わる学校の協力体制などが明記されると考えられる。
- (2) 普段から救急処置に必要な物品や災害対応物品の備蓄は必要であり、準備にあたっては下記のような検討をしておく必要がある。

①災害対応物品の選定（児童生徒に必要な物品と避難所運営上必要な物品の区別）



②災害対応物品の保管場所の共通理解

③救急処置の知識や技術の研修と習得

- (3) 防災訓練では、地震や津波、風水害などに対応できるよう、指導方法や内容の見直しをする必要がある。災害時に日常の避難訓練が生かされると、安全面に配慮した対応ができて、児童生徒に安心感を与えられることから、その後心配される心身の不安定な状態（PTSDなど）が軽減されるであろう。そのため、避難訓練と防災教育の見直しや体制を整えることは、命を守るだけでなく非常に重要なことである。

- (4) 学校が避難所を設置する場合に備え、災害対応物品の備蓄や避難所運営などの協力について、行政や関係機関と連携し、協議を行い十分な備えをしておく必要がある。

<地震・津波発生時に備えた「物品の保管場所」「避難場所」の例>

項目	内陸部	沿岸部
災害対応物品の保管場所	1階で、取り出しやすい場所	上層階で津波の被害を受けない場所、濡れない工夫
避難場所	校庭などの安全な場所	高台（1次2次3次避難場所の確保）



2 学校保健の充実のために

(1) 児童生徒の長期的、継続的な心のケアの重要性

東日本大震災により家族や親しい人を失った児童生徒はもとより、被災した多くの児童生徒の悲しみは計りしれない。養護教諭として、これからも児童生徒に寄り添った対応を長期的に続けることで、不安を和らげ、傷ついた心のケアをしていく必要がある。

また、心のケアには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携もとり、支援の必要な児童生徒が十分に支援を受けられるようにコーディネートすることが重要である。

スクールカウンセラーの派遣は、県内はもとより県外からの派遣や自主的な支援などもあったが、今回のような緊急支援としての派遣だけでなく、今後も児童生徒、教職員、保護者への支援のために、小学校も含めたすべての学校に専任のスクールカウンセラーを配置され、派遣回数を増やすなどの改善が望まれる。

(2) 教職員や学校医、関係機関との連携の重要性

災害など発生した場合、教職員全員が協力の上児童生徒の安全を確保し、その後の対応をとることが大変重要である。そのためにも、教職員は日頃からコミュニケーションをとり、人間関係を良好に保つ努力をすることが必要である。

また、児童生徒の健康を保持していくために、学校医や医療機関などの関係機関との連携も重要であり、日頃から災害発生時の体制について協議しておく必要がある。

(3) 支援養護教諭の存在の重要性

震災後、被災校には県内外から多数の養護教諭が派遣され、多くの支援を受けた。支援内容は多岐にわたり、被災した学校や保健室の復旧に貢献したと思われる。

したがって、災害の発生により学校が大きな被害を受けた際には、被害のない学校の養護教諭が被災校を支援することができれば、緊急時の保健室経営に反映されることはもちろんのこと、養護教諭の大きな安心感につながる。このようなシステムが、県内はもとより全国でも検討され、確立されることを望む。

(4) 福島第一原発事故による放射能汚染が健康に与える影響についての長期的観察の必要性

放射能が健康に与える影響については、将来にわたり長期的に児童生徒を観察することが必要となる。しかし、除染の問題、食生活などの生活行動の問題など、学校だけで対応することは難しい。専門家や関係機関との協力や指導、助言のもと、児童生徒の健康の保持が図られることを望む。

(5) 教職員の健康管理の重要性

震災直後から学校では教職員が様々な対応にあたらなければならなかった。非常時の特別な状況下のものではあったが、過酷な労働が長期間に渡った学校もあり、教職員の心身にケアが必要という意見が多かった。非常時に支援者の各学校への派遣体制が整備されることが望まれる。

また、学校において「労働安全衛生管理体制」を整備するよう求められている。教職員の心身の健康管理を行うために、各学校で「労働安全衛生管理体制」を整備、実践していくことが望ましい。